

台東区公衆喫煙環境の整備指針の改正について

1 パブリックコメントの実施結果・・・別添 1

意見受付期間	令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 8 年 7 月 2 4 日（金）		
意見受付場所	区公式ホームページ、各区民事務所・分室・地区センター、 区政情報コーナー、生涯学習センター、環境課窓口、 環境ふれあい館ひまわり		
意見受付件数	5 3 人 5 5 件		
提出方法の内訳	郵送 2 人（2 件） ファクシミリ 1 1 人（1 1 件） ホームページ 4 0 人（4 2 件） 持参 0 人（0 件）		

2 台東区公衆喫煙環境の整備指針（案）・・・別添 2

「改正案」からの主な変更点は下表のとおり

頁	該当箇所	変更内容
12	第 3 章 今後の取り組み 2 喫煙マナー向上の推進 (2) 台東区喫煙ルール of 周知・普及啓発	公衆喫煙所ウェブマップの対応言語数について、「6 言語」を「多言語」へ変更
14	第 3 章 今後の取り組み 3 喫煙ルールの見直し	公共の場所の補足について、「広場」を「河川」へ変更
15	区内の公衆喫煙所一覧	令和 8 年 9 月 1 7 日時点の情報へ更新

3 今後の予定

令和 8 年 1 0 月下旬 新指針運用開始

台東区公衆喫煙環境の整備指針 パブリックコメント実施結果

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	1	これから台東区内の屋外が終日禁煙となるのであれば、台東区に入るタバコ税収は年間 30 億円あるのだから、その全額を利用し、公共喫煙所の地域均等な大幅増設、タバコ販売をする全コンビニ及び各宿泊施設に喫煙所設置を義務付け、その為の助成金に充てて然るべきである。屋外での副流煙の問題でクレームが来る為に喫煙者に終日禁煙を強いるのであれば、喫煙者に、喫煙所が少ない為に止むなく路上で喫煙しているとの方便を封じ込め、それを守れない人間には罰則があってもおかしくはないと思う。その上で初めて、終日の路上禁煙に喫煙者も納得がいくのではないかと？そもそもタバコ税は、喫煙者が負担しているものであるから、喫煙者が受益者になって当然であるので、その点を喫煙者が満足出来ない形で、ただ終日禁煙を強いられるのであれば、それはただのイジメである。それが難しいというのであれば、各々の飲食店が設置する店頭の喫煙の為の灰皿も当然に禁止とし罰則を設けるべきである。そんな事だけ許されれば、喫煙者のイメージが更に悪くなる一方なので、平等に一律屋外の喫煙を禁止し、それにより飲食店が被るであろう逸失利益等については、行政と非喫煙者で考えて欲しい。若し、既存の状況からお茶を濁した程度で、喫煙所の増設をしたので、終日禁煙となると言ったことであれば、いっそのこと台東区では、タバコの販売を禁止して欲しい。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。 公衆喫煙所の整備にあたっては、用地の確保等の課題がありますが、区による整備に加え、民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援を行い、分煙環境の整備を図ってまいります。なお、民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援については、設置経費及び維持管理経費を対象としており、令和8年度からは上限額を拡充し、一層の整備促進を図っております。 たばこ税は、貴重な財源であると認識をしています。引き続き、マナー向上や喫煙所整備に努めてまいります。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	2	無秩序な喫煙によるトラブル低減に向けては外国人旅行者へのルールの周知や、主要観光スポットでの公衆喫煙所の充実が不可欠と考えます。充実の基準は他の観光都市（京都や万博のあった大阪）を下回らないように検討いただきたい。	外国人観光客の方に向けての、区の喫煙ルールや公衆喫煙所のご案内につきまして、多言語に対応した「公衆喫煙所ウェブマップ」を作成し、区ホームページで公開するとともに、「TAITOおでかけナビ」の「トイレ・公衆喫煙所マップ」により周知を図っており、宿泊施設等を通じて配布している観光マナーリーフレット等の2次元コードからもアクセスが可能です。 喫煙する人もしない人も共存できる分煙環境の充実を図るため、公衆喫煙所の整備は重要であると認識をしています。整備にあたっては、用地の確保等の課題がありますが、区による整備に加え、民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援を行い、分煙環境の整備を図ってまいります。 今後、指針の具体化に際しては、ご提案の趣旨も踏まえて取り組んでまいります。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	3	終日・全域で禁煙という案には反対の意を表します。区域全域で禁止する案を拝見しましたが、喫煙できる場所がないのに一方的に区民に規律を設けることは受け入れがたいです。せめてエリアを限定して、その区域内に必要な分の喫煙所を整備するといった対応を行い、その効果を検証した上でご判断されるのはいかがでしょうか。また、上野浅草は特に外国人観光客が多い中、ルールを浸透させることについて、どのような方策を考えているのでしょうか。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。 マナーを守らない喫煙行為やポイ捨て行為は特定のエリアで限定的に行われているものではなく、また、区内で地域ごとに喫煙ルールが異なる場合、混乱を招くことも懸念されることから、区内全域において統一的なルールを設定してまいります。 外国人観光客の方に向けての、区の喫煙ルールや公衆喫煙所のご案内につきまして、多言語に対応した「公衆喫煙所ウェブマップ」を作成し、区ホームページで公開するとともに、「TAITOおでかけナビ」の「トイレ・公衆喫煙所マップ」により周知を図っており、宿泊施設等を通じて配布している観光マナーリーフレット等の2次元コードからもアクセスが可能です。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	4	区内全域の終日禁煙ありきの考え方に反対です。現在の公衆喫煙所が十分に整備されているとは言い難く、今後の整備計画も明らかになっていません。私はたばこを吸いませんが、規制強化で解決できるとは思えません。ポイ捨てやゴミの問題は規制が不足しているのではなく、喫煙場所の不足や喫煙場所の周知不足が原因だと思います。公衆喫煙場所の整備やマナー啓発を実施したうえで、今後の指針を決めるべきだと思います。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。今後、指針の具体化に際しては、ご提案の趣旨も踏まえて取り組んでまいります。
第3章	5	事前のアナウンスもなくいきなりはないと思う。店頭の灰皿もダメなんですか。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。 店舗前等の私有地内に設置されている灰皿につきましては条例による規制の対象外ですが、健康増進法に基づき、周囲に望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするようご配慮をお願いしています。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	6	駅前に囲いのある喫煙所を作って欲しいです。	喫煙する人もしない人も共存できる分煙環境の充実を図るため、公衆喫煙所の整備は重要であると認識をしています。整備にあたっては、用地の確保等の課題がありますが、区による整備に加え、民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援を行い、分煙環境の整備を図ってまいります。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	7	嫌煙権が有ると同じく、喫煙権もあると思います。古今東西世界的に見て、昔からタバコは紳士淑女のたしなみで有ったはず。日本だって、茶道の世界でも煙盆が存在します。私はタバコが好きです。しかし、嫌いな人がたくさんおられる事も良く分かっています。ですから、嫌いな方のいる室内でタバコを吸うのは、きれいな人たちに不快な思いをさせるので、吸ってはならないと思います。タバコには利点もあります。気分を変えて、さあやるぞと区切をつけたいとき、自分に気合を入れたいとき、あるいは、ひと仕事終えてホットした時などは、タバコが最高にうまいです。ですから、タバコを好きな人から、タバコを取り上げてはならないと思います。又、実際タバコを販売して生計を立てている方々もおられます。但し、歩きタバコはマナー違反であります。小さい子供の顔面に接触する事もあるかもしれません。又、タバコを地面で消して、そのまま行ってしまう人も昔はよくいました。今は、ほとんどそんな人はいません。少なくとも日本人は。タバコ販売店に灰皿を置いている店も多いです。それは道路上にポイ捨てさせない為でしょう。1番大事なことは分煙です。しかし、そんな囲いを作れるお店はほとんど無いでしょう。ですから灰皿の前で、通行人に煙を吹きかける事さえなければ、私はりっぱな分煙だと思います。国で販売を止めない限り私はタバコ吸い。罪人扱いはやめてください。	喫煙する人もしない人も共存できる分煙環境の充実を図るため、公衆喫煙所の整備は重要であると認識をしています。整備にあたっては、用地の確保等の課題がありますが、区による整備に加え、民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援を行い、分煙環境の整備を図ってまいります。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	8	喫煙所をきちんと分けていただければ良いと思います。	喫煙する人もしない人も共存できる分煙環境の充実を図るため、公衆喫煙所の整備は重要であると認識をしています。整備にあたっては、用地の確保等の課題がありますが、区による整備に加え、民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援を行い、分煙環境の整備を図ってまいります。
第3章	9	いつもありがとうございます。 最近のたばこ喫煙の場が少なく喫煙に関するルール強化の必要性は理解しているつもりですが喫煙者にとって肩身が狭いのも現状です。 我店では、たばこ自販機、横、敷地内に灰皿を設置して利用者様が会社等の行き帰りに喫って一服し、忙しく帰って家の用事をしなければならぬ日々を送っていられるのだと思います。又、そういう息抜き場でありたいと思います。 現にたくさんの方が吸っていかれて感謝の言葉もいただきます。 そしてその為にも喫煙者の方が肩身が狭くなく利用しやすい環境の整備も進めたいと思います。 どうぞ宜しくお願い致します。	喫煙する人もしない人も共存できる分煙環境の充実を図るため、公衆喫煙所の整備は重要であると認識をしています。整備にあたっては、用地の確保等の課題がありますが、区による整備に加え、民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援を行い、分煙環境の整備を図ってまいります。
第3章	10	昔からの喫煙者です。 健康に害があるとはいえ、合法です。 今回の屋外喫煙禁止については喫煙可能な場所は設けてほしいです。 灰皿を置く必要はありません。自分で携帯灰皿を用意すれば良いと思います。 禁止に至るのは、モラルの問題だと思います。 ポイ捨て、人混みでの喫煙、騒ぐ、歩きたばこ…。 モラルを守っている人もいます。 喫煙エリアだけは、あってほしいと思います。	喫煙する人もしない人も共存できる分煙環境の充実を図るため、公衆喫煙所の整備は重要であると認識をしています。整備にあたっては、用地の確保等の課題がありますが、区による整備に加え、民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援を行い、分煙環境の整備を図ってまいります。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	11	◎台東ルール ○台東区はたばこを吸う人、吸わない人の共存を目指して下さい。 ○灰皿を設置してある場所はありがたいです。 ○認知症になった方が、タバコを吸い始めたら完治したと言う事例もございます。あまり悪者にしないで下さい。	喫煙する人もしない人も共存できる分煙環境の充実を図るため、公衆喫煙所の整備は重要であると認識をしています。整備にあたっては、用地の確保等の課題がありますが、区による整備に加え、民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援を行い、分煙環境の整備を図ってまいります。
第3章	12	現段階での終日禁煙化には大反対です。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。
第3章	13	現在の喫煙所数や配置状況では利用者の需要を満たしてとは言えず、現段階での終日禁煙化には賛同できません。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	14	たばこが好きで吸いたくて、でも自分のマンションの室では子供が居るのですえな い、ベランダですうとピンポンと呼ばれて 煙いからすわないでといわれ、近くの公園 へ行ってすうとここではタバコは禁止です と注意をされる。 たった一か所タバコ屋さんの前のスタン ド灰皿に1日何回もすいにくる。近くに喫 煙所もないからです。その上、路上での喫 煙を禁止にするとされたらどこですえばい いのですか。 喫煙者は悪いことをしているのではあり ません。 それどころか、台東区に年間30億以上 の税金を払ってくれている人達です。	区ではこれまでも、喫煙マナーの 啓発や公衆喫煙所の整備に取り組ん でまいりました。しかしながら、屋 外でのマナーを守らない喫煙や吸い 殻のポイ捨てに関する意見は増加傾 向にあることなどから、令和10年 度以降より、公衆喫煙所を除く屋外 における公共の場所での喫煙を、終 日禁止とする予定です。終日禁止に 向けて、更なる公衆喫煙所の整備を 進め、喫煙する人もしない人も共存 できるよう、分煙を基本に据えた喫 煙環境の整備を進めてまいります。
第3章	15	路上喫煙禁止は賛成であるが、喫煙所の 整備が整っていないので喫煙所を設けてか ら実行して頂きたい。	区ではこれまでも、喫煙マナーの 啓発や公衆喫煙所の整備に取り組ん でまいりました。しかしながら、屋 外でのマナーを守らない喫煙や吸い 殻のポイ捨てに関する意見は増加傾 向にあることなどから、令和10年 度以降より、公衆喫煙所を除く屋外 における公共の場所での喫煙を、終 日禁止とする予定です。終日禁止に 向けて、更なる公衆喫煙所の整備を 進め、喫煙する人もしない人も共存 できるよう、分煙を基本に据えた喫 煙環境の整備を進めてまいります。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	16	規制だけ先行すると、「喫煙難民」が増えて、却ってマナー悪化やトラブルにつながる。 路上喫煙を規制するのであれば、その前に喫煙所を十分に整備してから行うことが望ましい。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。
第3章	17	税の任い手である喫煙者に喫煙場所の提供が十分なされているとは思えない。たばこで集めた税は、喫煙者が分かる形で、すみやかに、十分に還元すべき。これを棚上げしたあげく区内終日禁煙では到底理解は得られない。最終的なゴール地点は設けても、時期の設け方はいささか乱暴である。今まででさえ肩身の狭い思いをしてきた喫煙者が区の税政にどれ程貢献してきたのか。これに対する答えがこの様な方針では全く賛同できない。台東区では「吸える区」でありつづけるべき。 ・終日禁煙は反対。 ・禁煙化は、更に開始時間を延ばし、区域は極小、限定にすべし。 ・公衆喫煙所の整備は充足していない。積極的に設置されたい。 ・マナー指導員の雇用確保に税を使うなら、喫煙者に寄り沿った施策にこそ使用されるべき。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	18	終日禁煙に賛成します。 特に御徒町公園の池がある側、竹町公園のベンチは、子供の遊び場にも関わらず行く度に煙たく大変迷惑だと思っております。また両公園外周の道路で吸う方もおられます。 本来禁止時間帯の朝 7:30 頃も通勤時に歩きたばこをしている方がおり、うれしい保育園仲御徒町の南側路地などで目撃します。 終日禁煙が決定した際には、子供が集う公園はもちろん、あえて大通りを避けて路地で歩きたばこをする方にも、周知する仕組み(大通り以外の道路上サインや立て看板など)も合わせて検討していただきたいです。 和泉公園や佐久間公園など、道路を跨いだ千代田区では喫煙者を見かけないので、千代田区は終日禁煙という認知がされていることと思います。台東区は終日禁煙と認知されなければ、法整備をしても変わらないと思います。	終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。
第3章	19	路上の喫煙、ポイ捨てが多く、前倒して全面禁止にする方が良いと思います。 指導員同士のおしゃべりが多く、税金を使って人員を配置するのであれば、ポイ捨てに罰金を課した方が良いと思います。	終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。 喫煙等マナー指導員の巡回中には、指導員間での情報共有を行う場面がありますが、周辺への誤解を招かないよう留意してまいります。
第3章	20	御徒町駅出口周辺に一つもないので設置してはどうか。	御徒町駅周辺においても公衆喫煙所の整備を検討しており、令和 8 年 7 月に、民間事業者による区指定公衆喫煙所が 1 件整備されました。用地の確保等の課題がありますが、引き続き、更なる整備に向けて取り組んでまいります。

第3章	21 # 「台東区公衆喫煙環境の整備指針（改正案）」に対する意見 ## 意見の要旨 私は、区内の道路、公園、広場その他の公共の場所を、区が指定する公衆喫煙所以外では終日禁煙とする方針に賛成します。 屋内の喫煙規制が進んだ一方で、道路、公園、路地、駐車場その他の屋外や私有地へ喫煙者が移動し、路上喫煙、吸い殻のポイ捨て、煙や臭い、喫煙者の滞留等に関する問題が増加しています。現在の啓発、巡回及びマナー指導だけでは、問題を十分に解決できていないと考えます。 しかし、禁止区域を拡大するだけでは、喫煙者が公共空間から私有地や路地裏へ移動し、被害が別の場所へ押し出される可能性があります。 終日禁煙化を実効性のあるものとするためには、公衆喫煙所の整備、民間事業者の活用、違反者への直罰、取締職員の安全確保、私有地への喫煙移動対策、店頭灰皿への対応及び施行後の効果検証を、一体的に進める必要があります。 公衆喫煙所が十分に整備できないこと、取締りに費用がかかること、私有地への対応が難しいこと等を理由として、終日禁煙化を無期限に先送りすることには反対します。 具体的な施行期限を定め、条例改正、予算措置、人員整備及び公衆喫煙所の整備を同時並行で進めることを求めます。 ## 1 公衆喫煙所は単純な設置数ではなく、地域の実態に基づいて整備すること 公衆喫煙所の整備目標を、単純な設置箇所数や区内一律の配置によって定めるべきではありません。 上野、御徒町、浅草、浅草橋等の駅周辺、繁華街、観光地及び事業所集積地域では、区民だけでなく、区内勤務者、観光客及び来街者による喫煙需要があります。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。 公衆喫煙所の整備にあたっては、用地の確保等の課題がありますが、区による整備に加え、民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援を行い、分煙環境の整備を図ってまいります。 今後、指針の具体化に際しては、ご提案の趣旨も踏まえて取り組んでまいります。
------------	--	--

	このような地域では、路上喫煙者数、苦情件数、歩行者数、時間帯別の喫煙状況、既存喫煙所の利用状況、収容能力及び営業時間等を調査し、必要性の高い場所から優先的に公衆喫煙所を整備すべきです。 一方、住宅地、学校、保育施設、児童施設、通学路、公園、医療施設及び狭い歩道沿い等については、「各地域に公平に配置する」という理由だけで喫煙所を設置すべきではありません。 喫煙所を設置することで、それまで存在しなかった喫煙者の滞留や煙、臭いを発生させ、周辺住民に新たな負担を負わせる可能性があるためです。 公衆喫煙所は区内全域へ均等に配置するのではなく、路上喫煙の発生状況、周辺環境及び受動喫煙への影響を踏まえて重点的に配置すべきです。 また、終日禁煙化を「十分な数の喫煙所が完成するまで」延期する方式には反対します。「十分」という基準が曖昧なままでは、施行が何年も先送りされる可能性があるためです。 終日禁煙の具体的な施行期限を定め、その期限までに重点地域の受け皿を優先整備し、施行後も利用状況や苦情を確認しながら、追加整備、移転、統合又は廃止を行う方式としてください。 ## 2 民間事業者による有料喫煙所を積極的に活用すること 公衆喫煙所の用地をすべて区有地で確保することは困難であるため、民間の喫煙所運営事業者、空き店舗、ビルの一階部分、商業施設及び事業所等を積極的に活用すべきです。 無料の公衆喫煙所だけでなく、民間事業者が運営する有料喫煙所も、終日禁煙化を実施するための受け皿として制度上位置付けるべきです。 道路で喫煙すれば過料の対象になる一	いただいたご意見につきまして、今後の検討の参考にさせていただきます。
--	--	---

	方、一定の利用料金を支払えば、周囲に受動喫煙を生じさせにくい適切な場所で喫煙できるという、明確な選択肢を用意することには合理性があります。 有料喫煙所の整備については、区が設置費、換気設備費、賃料、清掃費及び保守費等を助成するほか、空き店舗や空き区画の所有者と民間喫煙所事業者を仲介する制度も検討してください。 また、区内事業者が従業員の利用料金を負担する法人契約制度を設けることも有効だと考えます。 事業所内で喫煙場所を確保できない企業が、従業員を道路や周辺の私有地へ事実上押し出すことがないように、事業者にも相応の責任を求めるべきです。 ## 3 有料喫煙所について、台東区民は無料で利用できる制度を検討すること 民間事業者による有料喫煙所を導入する場合には、台東区民については無料で利用できる制度を設けることを提案します。 これは、単に喫煙者の経済的負担を軽減することだけを目的とするものではありません。 終日禁煙化によって日常生活上の影響を直接受ける区民の喫煙者に、適法で周囲への影響が少ない場所を確実に提供し、区民の喫煙者自身を路上喫煙規制の協力者として位置付けるためです。 無料の喫煙所を利用し、決められたルールを守っている区民から見れば、区外から来た者が利用料金を惜しんで路上喫煙を行い、それが取り締まられずに放置されることは不公平です。 区民無料制度と実効性のある直罰及び取締りを組み合わせることで、区民の喫煙者からも取締りの徹底を求める声生まれ、路上喫煙を容認しない地域全体の意識形成につながると考えます。 また、区民には無料の利用手段を用意し	いただいたご意見につきまして は、今後の検討の参考にさせていただきます。
--	--	---

	た上で路上喫煙を直罰の対象とすれば、「吸える場所がない」「利用料金を払えない」といった主張に対しても、区は明確に説明できます。 区民無料制度は、喫煙を奨励するための補助ではなく、終日禁煙化を円滑かつ実効的に進め、路上喫煙、ポイ捨て及び受動喫煙を減らすための環境政策上の費用として位置付けるべきです。 区民資格の確認には、マイナンバーカード等を利用する方法が考えられます。 ただし、喫煙所の入口で毎回マイナンバーカードを提示させたり、カード裏面の個人番号を収集又は保存したりする方式は避けるべきです。 初回登録時に公的個人認証等によって区民資格のみを確認し、その後は専用の二次元コード又は IC 利用証等で入場できる制度を検討してください。 マイナンバーカードを保有していない区民についても、区役所窓口等で代替利用証を取得できるようにする必要があります。 また、誰が、いつ、どの喫煙所を利用したかという個人別の行動履歴は、原則として保存しない制度とすべきです。 必要な統計は、施設別、時間帯別及び区民・区外利用者別の人数等に限定し、個人を追跡できない形で集計してください。 ## 4 テント型や開放型の喫煙所を、整備実績として安易に数えないこと 公衆喫煙所は、設置数だけで評価してはなりません。 私が浅草六区通りで見たテント型の喫煙所では、煙やたばこの臭いが周囲へ大量に漏れていました。 このような設備は、路上の喫煙場所に簡易な覆いを付けただけに近く、人通りの多い場所で通行人に受動喫煙を生じさせている点で、十分な分煙施設とはいえません。 どこにでも比較的容易に設置できること	いただいたご意見につきまして、今後の検討の参考にさせていただきます。
--	--	---

	はメリットかもしれませんが、終日禁煙化に向けた公衆喫煙所の数合わせとして、同様の簡易施設を増設することには反対します。 新設又は区が指定する公衆喫煙所は、原則として扉、壁及び天井によって完全に区画された閉鎖型とし、十分な内向き気流、屋外への強制排気、利用人数に対応した換気能力及び集じん・脱臭設備を備えることを求めるべきです。 排気口についても、歩道、住宅、店舗の入口、窓及び換気口等へ煙や臭いが流れない位置に設ける基準が必要です。必要に応じて、ダクトを建物上部まで延長することも求めるべきです。 設備基準の策定に当たっては、民間ビルの空き店舗等を活用した屋内公衆喫煙所の設置を支援している千代田区等の制度を参考にしてください。 また、設置時の審査だけで終わらず、定期的な換気性能、煙、臭気及び設備稼働状況の測定を行い、周辺からの苦情が続く場合には、改善、指定取消し、移転又は撤去を求められる制度としてください。 性能基準を満たさないテント型、パーティション型、屋根と灰皿だけの施設については、少なくとも人通りの多い場所では新設を認めず、終日禁煙化に必要な公衆喫煙所の整備実績にも算入しないことを求めます。 ## 5 十分な周知期間を設けた上で、直罰方式を導入すること 終日禁煙化を実効性のあるものとするため、違反行為を現認した場合に、事前の勧告や命令を繰り返さなければ処分できない制度ではなく、現認を起点として過料処分に移行できる直罰方式を導入すべきです。 指導員から声をかけられた時だけたばこを消せば処分を免れられる制度では、日常的に違反を繰り返す者への抑止力が不十分	行政罰における秩序罰である過料を科す方法がありますが、規制の対象外である私有地内での喫煙行為やポイ捨ての増加が懸念されるほか、過料を設定している自治体においても様々な課題があります。本区では、過料などで取り締まるのではなく、喫煙者のマナーの問題として捉え、喫煙ルールやマナーを周知啓発するとともに、公衆喫煙所の整備を
--	---	---

	です。 施行前には十分な周知期間を設け、区内の公共の場所が終日禁煙となること、指定喫煙所の位置、違反時の過料額及び加熱式たばこも対象となることを、駅、路面表示、商業施設、飲食店、宿泊施設、民泊、観光案内所及び多言語のウェブサイト等を通じて周知してください。 十分な周知を行った後は、「知らなかった」という主張だけで処分を免れることがない、公平で一貫した運用が必要です。 過料額については、500 円又は 1,000 円程度の、違反者が「払っても構わない」と考え得る名目的な金額ではなく、一度でも処分を避けたいと思わせる明確な抑止力を持つ金額とすべきです。 条例には地方自治法に基づき 5 万円以下の過料を設けることが可能であるため、2 万円程度を含め、実効性のある過料額を検討してください。 制度設計に当たっては、市内全域で路上喫煙を禁止し、現認を起点とした過料処分及び大規模な巡回体制を運用している大阪市の事例を詳細に調査してください。 ただし、過料額まで大阪市と同じにする必要はなく、台東区として十分な抑止力を持つ金額を独自に判断すべきです。 ## 6 取締りを行う職員の安全、対応マニュアル及び警察との連携を整備すること 直罰方式を導入すれば、処分を拒否する者、長時間抗議する者、氏名や住所の申告を拒否する者、職員の制止を無視して立ち去ろうとする者、暴言、威嚇又は暴力を行う者が現れることが予想されます。 過料額を決めるだけで、こうした対応を現場職員個人の経験、話術又は胆力に任せてはなりません。 違反の現認、証拠の記録、本人確認、処分内容の説明、弁明の聴取、納付方法、不服申立ての案内、身元申告拒否、立ち去	進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。 いただいたご意見につきまして、今後の検討の参考にさせていただきます。
--	--	---

	り、暴言、威嚇、脅迫及び暴力への対応、警察への通報基準並びに追跡を打ち切る基準等を定めた詳細な対応マニュアルを、施行前に整備してください。 取締りは原則として複数名で行い、法令及び個人情報保護に配慮した録音・録画手段、緊急連絡手段及び警察への応援要請手段を用意すべきです。 暴力又は脅迫のおそれがある場合には、処分手続を続けることより職員の退避と安全確保を優先し、その後は警察に引き継ぐことを明文化してください。 また、職員に対する定期的な法令研修、接遇研修及び模擬対応訓練を実施し、暴言、威圧又は暴力を受けた職員に対する心理的及び身体的なケア、休養、配置転換等の制度を整備してください。 現場で想定される抗議として、次のような主張があります。 「喫煙者はたばこ税を多く払っているため、公共の場所で吸う権利がある」 「自分が購入したたばこの税金から、取締職員の給料が支払われている」 「自分たちの税金で給料をもらっているのだから、取締りをするな」 特別区たばこ税が区の一般財源の一部となり、区政運営に使用されていること自体を全面的に否定する回答は適切ではありません。 一方で、たばこ税を負担していることによって、納税者が職員個人の雇用主となるものではありません。 また、職員への命令権、条例違反の免除、禁止場所で喫煙する権利又は過料処分を拒否する権利が生じるものでもありません。 税金は、禁止場所で喫煙する権利を購入するための利用料金でも、違反を見逃してもらうための対価でもありません。 このような抗議に対しては、例えば次のような統一回答を用意すべきです。	
--	---	--

	「たばこ税が区の財源の一部となっていることは事実ですが、税金は職員個人に支払われる給与や、禁止場所で喫煙するための利用料金ではありません。納税額にかかわらず、条例はすべての方に等しく適用されます。処分に異議がある場合は、所定の相談窓口又は不服申立て手続をご案内します。」 同じ主張が繰り返された場合には、現場職員が税制度や区の予算について長時間説明したり、相手と議論を続けたりするのではなく、抗議内容を記録した上で、専用の相談・審査窓口へ案内して現場対応を終了することをマニュアルに定めるべきです。 また、「自分の税金で給料をもらっている」等の発言が、職員を威圧し、処分を断念させる目的で反復される場合と、単なる意見表明とを区別し、暴言、脅迫又は業務妨害へ発展した場合の警告、退避及び警察への連絡基準も整備すべきです。 現場で長時間の法的議論を行わず、異議や苦情については現場職員とは別の相談・審査窓口で対応してください。 これらの体制には相応の費用と人員が必要ですが、費用がかかることを理由として、実効性のある規制を無期限に先送りする段階ではないと考えます。 大阪市における指導員及び補助員の採用、研修、巡回、苦情対応、過料徴収、警察連携及び職員保護の運用を調査し、台東区の規模と地域特性に合った体制を整備してください。 ## 7 公共空間から私有地への喫煙移動を防ぐこと 公共空間だけを終日禁煙にすると、喫煙者がコンビニ、飲食店、コインパーキング、マンション敷地、公開空地、私道又は建物の入口付近へ数メートル移動するだけとなり、被害が消えずに別の場所へ移る可能性があります。	喫煙行為やポイ捨てが行われている駐車場の管理者等に対しては、状況に応じて啓発物の掲示などを働きかけてまいります。 店頭の灰皿につきましては、私有地のため法令上の撤去権限がありません。しかしながら健康増進法に周囲への配慮義務の規定があるため、
--	---	--

	不特定多数が通行又は利用する民間の公開空地、私道、商業施設前の空間等については、土地所有者又は管理者との協定若しくは合意により、条例上の喫煙禁止区域に指定できる制度を設けるべきです。 大阪市では、市が直接管理していない道路等についても、管理権限者との合意を前提として路上喫煙禁止区域に組み込む制度があります。 台東区でも、合意の内容、指導員の立入り、違反者への対応、責任分担及び協定解除の条件等を含め、大阪市の制度及び運用を参考にしてください。 私有地の所有者については、喫煙を意図的に誘発している事業者と、無断で喫煙者に入り込まれている被害者を区別する必要があります。 マンション、住宅、駐車場等へ無断で喫煙者が侵入している場合には、土地所有者や管理組合に責任を押し付けるのではなく、掲示物、防犯カメラ、簡易柵、巡回及び相談窓口等を区が支援すべきです。 一方、店舗等が道路に面した場所へ灰皿を設置し、不特定多数の喫煙者を集めている場合には、原則として撤去又は移設を求めるべきです。 道路や歩道に面した店頭灰皿は、喫煙者の滞留を招き、煙や臭いが公共空間へ流出するため、実質的に路上喫煙と同様の問題を生じさせます。 公共の道路上ではなく形式上は私有地であっても、歩道のすぐ横や店舗入口付近に灰皿を置いて不特定多数に利用させれば、喫煙者が歩道へあふれ、通行人に受動喫煙を生じさせます。 終日禁煙化の実施後も店頭灰皿を自由に残せば、「道路では吸えないが、店舗の敷地へ一歩入れば吸える」という大きな抜け穴になります。 したがって、道路に面した屋外又は開放的な場所に灰皿を設置し、不特定多数の喫	灰皿設置者に対して望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、灰皿の撤去や設置場所等に配慮するよう要請しております。
--	--	---

	煙を誘発する形態は、原則としてやめさせる方向とすべきです。 喫煙場所を設ける必要がある場合には、周辺への煙漏れを防ぐ十分な排気設備を備えた閉鎖型喫煙所への転換を求めてください。 一定の客観的要件を満たす施設管理者に対し、掲示、灰皿の撤去又は移設、喫煙者への注意、閉鎖型喫煙所への改善等を求め、要請、勧告、改善命令、事業者名の公表又は過料へと段階的に進む制度を、条例上明確に位置付けることを検討してください。 対象、判断基準、手続、弁明の機会及び不服申立て方法はあらかじめ公表し、担当者の主観や事業者に対する好悪によって取扱いが左右されないようにすべきです。 また、路上喫煙対策に協力しなかったことを理由として、食品営業許可、旅館業許可、建築確認その他の関係のない許認可で恣意的に不利益な取扱いをすることは適切ではありません。 その一方で、区の公衆喫煙所助成、商店街・観光関連の補助事業、業務委託、区有施設への出店、指定管理者その他の区との契約・協力事業については、それぞれの制度目的と合理的な関係がある範囲で、路上喫煙防止条例の遵守及び周辺環境への配慮を応募要件又は評価項目として明示することを検討してください。 さらに、路上喫煙防止に積極的に協力する店舗、事業者又は土地所有者を「協力事業者」等として認証し、区のウェブサイトや観光案内等で紹介するほか、掲示物、防犯設備及び清掃費等を支援し、協力することに明確な利点が生じる制度を設けるべきです。 大阪市に対しては、民間所有地との合意形成、店頭灰皿への協力要請、事業者との役割分担及び運用上発生している問題について、実務レベルで情報提供を求め、その	
--	---	--

	成果と課題を台東区の制度設計に反映してください。 ## 8 終日禁煙化の効果を継続的に測定し、公表すること 条例を改正したこと、公衆喫煙所を設置したこと又は指導員を増員したこと自体を成果とすべきではありません。 終日禁煙化によって、実際に路上喫煙、ポイ捨て、受動喫煙及び住民の被害が減ったかを継続的に検証する必要があります。 施行前に基準となる実態調査を行い、施行後3か月、6か月、1年、その後は毎年度、少なくとも次の事項を地域別、曜日別及び時間帯別に集計し、公表してください。 ・区民等からの苦情及び通報件数 ・巡回時に確認した路上喫煙者数 ・注意及び指導を行った件数 ・過料処分件数 ・過料の納付件数及び未納件数 ・再違反者数 ・定点調査地点における吸い殻数 ・清掃によって回収された吸い殻の量 ・私有地、店舗前、駐車場、マンション周辺及び路地裏への喫煙者移動に関する苦情 ・公衆喫煙所ごとの利用者数、混雑、待ち時間及び喫煙所外へのはみ出し ・喫煙所周辺の煙及び臭いに関する苦情 ・換気設備の故障、停止及び基準不適合の件数 ・有料喫煙所における区民利用者数及び区外利用者数 ・外国人観光客等への対応件数 苦情件数だけで効果を判断することは適切ではありません。 住民が通報を諦めたために苦情件数が減る場合もあり、取締りを強化したために指導件数が一時的に増える場合もあるためです。 複数の指標を組み合わせ、公共空間での	いただいたご意見につきまして、今後の検討の参考にさせていただきます。
--	--	---

	路上喫煙が減った一方で、私有地や喫煙所周辺の被害が増えていないかも確認する必要があります。 区は施行前の実態調査を基に、苦情、路上喫煙者数及び吸い殻数等について、根拠ある削減目標を設定してください。 改善が見られない地域については、巡回時間、指導員配置、公衆喫煙所の場所、収容能力、営業時間、過料の運用及び周知方法を見直し、追加対策を公表する仕組みとすべきです。 ## 9 飲食店、宿泊施設、事業所、住民等への事前調査を行うこと 終日禁煙化の実施前に、一般的な区民アンケートだけでなく、実際に影響を受ける関係者への調査及び聞き取りを行うべきです。 対象には、飲食店、宿泊施設、民泊、商店街、一般事業所、コンビニエンスストア、たばこ販売店、駐車場管理者、マンション管理組合、土地所有者、学校、保育施設、医療施設、区民、区内勤務者、観光関連事業者、喫煙者及び非喫煙者を含めてください。 調査では、現在どこで喫煙が発生しているか、店頭灰皿がどの程度設置されているか、従業員や来街者がどこで喫煙しているか、私有地への無断侵入や喫煙者の滞留がどの程度発生しているか、終日禁煙後に喫煙者がどこへ移動すると予想されるか、閉鎖型喫煙所を設置できる場所があるか等を確認すべきです。 調査結果は公表し、公衆喫煙所の配置、重点巡回地域、私有地所有者への支援、事業者への協力要請、多言語周知及び取締り体制の設計に反映してください。 ただし、調査の実施を理由に終日禁煙化を無期限に延期することには反対します。 施行期限を明確にした上で調査を進め、施行後も関係者への聞き取りを継続し、必	令和8年第2回区議会定例会でのご意見を踏まえ、飲食事業者等の各種団体に指針案をお示しし、ご意見を求めるなどしております。
--	---	---

	要に応じて制度を修正してください。 ## 10 禁煙支援も並行して進めること 公衆喫煙所の整備は、路上喫煙を防ぐために必要ですが、喫煙所を増設し続けるだけでは根本的な解決にはなりません。 環境担当部署と保健担当部署が連携し、禁煙を希望する区民及び区内勤務者に対して、禁煙外来、禁煙補助薬、個別相談等の情報を積極的に提供してください。 公衆喫煙所内にも、禁煙相談や禁煙治療に関する情報及び二次元コードを掲示し、禁煙を考えた時にすぐ支援へつながる環境を整えるべきです。 ただし、禁煙支援を行うことと、現在の喫煙者に適切な喫煙場所を用意することは両立します。 喫煙者が将来減少することを期待して、現在発生している路上喫煙や受動喫煙を放置すべきではありません。 公衆喫煙所は永続的に無制限に増設する施設ではなく、利用実態や喫煙者数の変化に応じて、将来的に統合又は縮小できる制度としてください。 ## 結び 終日禁煙化は、単に禁止時間を延長するだけでは実現できません。 性能の高い公衆喫煙所、民間有料喫煙所、区民無料制度、実効性のある直罰、十分な取締り人員、職員を守る対応マニュアル、警察との連携、私有地への移動対策、店頭灰皿の撤去又は閉鎖型喫煙所への転換、事業者との協定及び継続的な効果検証を、一つの制度として同時に整備する必要があります。 公衆喫煙所が十分に整備できないこと、取締りに費用がかかること又は私有地への対応が難しいことを理由として、終日禁煙化を無期限に先送りすることには反対します。	禁煙したい方をサポートする禁煙外来を実施している区内の医療機関を一覧で掲載した「台東区禁煙外来マップ」を発行しています。「台東区禁煙外来マップ」は、区ホームページに掲載しているほか、保健所窓口での配布、各種イベントにおいて配布を行い周知をしております。
--	--	---

分類	項番	意見	区の考え方
		「令和 10 年度以降」という表現にとどめず、具体的な施行時期、条例改正時期、予算、人員及び準備工程を明示してください。 また、大阪市及び千代田区等の先行自治体に対し、制度の表面だけでなく、現場で生じたトラブル、職員の安全管理、徴収拒否への対応、民間所有地との協定、店頭灰皿への対応、喫煙所の維持管理及び施行後の検証結果について情報提供を求め、その成果と課題を台東区の制度に反映してください。 ルールを守る者が損をし、違反する者が得をする状態を放置せず、喫煙者と非喫煙者の双方に分かりやすく、公平で、現場において実行可能な制度とすることを求めます。	
第3章	22	1) 公共の場所の定義に「私有地の屋外で、不特定の者が自由に出入りできる場所」を追加してください。 2) 条例で過料を定めても、その場で違反者が過料の納付に応じない場合、身分の提示、身柄の拘束が強制的に行えず黙認状態となるため、法律で違反行為に対して罰金刑を定めてください。	私有地を公共の場所として定義することは困難ですが、民間駐車場などの一部において、喫煙行為やポイ捨てが行われていることがあることは認識をしています。そうした場合は管理者等に対し、啓発物の掲示などを働きかけてまいります。 罰金刑の導入につきましては、法律によるものであり、区による対応は困難です。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	23	反対します。台東区に限らず、各地で路上喫煙を取り締まる動きが散見されますが、喫煙所が整備されないまま、どこもかしこも取り締まりを先行しているようにお見受けします。順序が逆だと思います。喫煙所の数を増やしてから終日禁煙にするなら納得できますが、現状、十分に整備されているとは思いませんので、結局路上喫煙やポイ捨ても減らないのではないかと考えてしまいます。終日喫煙禁止にするなら、もう少し環境を整えてから検討をお願いしたいです。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。
第3章	24	路上喫煙を禁止するとともに喫煙可能場所の整備を進めてほしい。特に、公園等こどもが利用する場所での喫煙は早急に禁止としてほしい。公園においてはボール遊びを禁止とするなどこどもには制限を設けているにもかかわらずこどもに害のある喫煙は遠慮を求めるにとどまっているのは非常に違和感がある。	本区の公園では喫煙者と非喫煙者がともに快適に利用できる環境を目指していることから、現在、一部を除き分煙としているほか、全ての児童遊園は禁煙としており、子どもたちが多く集まる場所や遊具まわりは禁煙としております。これらのルールが守られるよう、公園内に掲示物を設置するほか、公園巡回警備員による指導及びマナー啓発に努めております。
第3章	25	現段階での終日禁煙化には反対です。まずは喫煙所が比較的整備されている地区で試験運用を実施してはいかがでしょうか。それに伴い喫煙所が整備されていない地区に対しては喫煙所の設置を望みます。	マナーを守らない喫煙行為やポイ捨て行為は特定のエリアで限定的に行われているものではなく、また、区内で地域ごとに喫煙ルールが異なる場合、混乱を招くことも懸念されることから、区内全域において統一的なルールを設定してまいります。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	26	浅草には多くの外国人観光客も多く、まだまだ喫煙所が不足しているように感じます。(喫煙所が少ないから結局どこでも吸ってしまう)いきなり終日禁煙にしたとしても今の状況は改善されないのではないのでしょうか?(応急処置にしかならない気がします)まずは喫煙所を十分に整備した上で新しいルールの検討や導入を進めるべきだと思います。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。
	27	私は台東区に住む者として、区内全域での終日禁煙化には反対です。 まずは公衆喫煙所の整備を進めるとともに、民間による喫煙所の設置が進むよう民間事業者働きかけをしていただきたいと思います。まだまだ喫煙所が少なく、たばこが吸いたくても吸える場所がありません。 利用状況や効果を確認しながら、今後の規制について検討していただくことを要望します。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。 公衆喫煙所の整備にあたっては、用地の確保等の課題がありますが、区による整備に加え、民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援を行い、分煙環境の整備を図ってまいります。なお、民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援については、設置経費及び維持管理経費を対象としており、令和8年度からは上限額を拡充し、一層の整備促進を図っております。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	28	会社のある北上野 1-11-13 前の路上では毎日のようにタバコのポイ捨てがみられますので毎日ホウキと塵取りで掃除しています。 私自身も喫煙者ですが現在ポイ捨てをしたことが無いのでその心理が理解できませんが、単に個人の理性に頼るのには限界があるかもしれません。 入谷駅から職場に行くまでの間に公衆喫煙所が無いのかも知れませんね。 非喫煙者も喫煙者も共に快適に過ごせる街づくり大いに賛成です。 私の居住する港区港南では住居マンションが大半のせいかポイ捨てや路上喫煙は殆どみかけません。	終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。

第3章	29 私は喫煙者の一人として、「台東区公衆喫煙環境の整備指針（改正案）」の方向性に賛成します。 歩きたばこや吸い殻のポイ捨て、道路や路地裏での滞留喫煙は、喫煙しない方への受動喫煙や臭いの問題を生じさせるだけでなく、ルールを守っている喫煙者に対する印象も悪化させます。そのため、区内の公共の場所を終日禁煙とし、路上喫煙を実質的になくしていく方針は必要であると考えます。 一方で、禁止や指導だけを強化し、適切に喫煙できる場所が十分に確保されなければ、路地裏、建物の陰、店舗前、私有地との境界付近などに喫煙者が集中し、かえって無秩序な喫煙や近隣トラブルが増えるおそれがあります。 したがって、公共の場所の終日禁煙化と、公衆喫煙所の整備は、必ず一体の施策として進めていただきたいです。 特に、区が直接設置する公衆喫煙所だけでなく、民間事業者、商業施設、事業所等が設置する喫煙所のうち、受動喫煙防止、換気、清掃、利用可能時間等について一定の基準を満たすものを「区指定公衆喫煙所」として認定・登録する仕組みを積極的に拡充していただきたいです。 その際には、次の事項を指針または今後の実施計画に明記することを希望します。 ・地域ごとの喫煙状況や苦情件数等に基づく、公衆喫煙所の配置基準及び整備目標 ・民間事業者による設置に対する、設置費だけでなく維持管理費を含めた支援 ・煙や臭いが周囲に漏れにくい構造、換気、清掃等に関する指定基準 ・公衆喫煙所ウェブマップ、現地案内表示、路面表示等による分かりやすい誘導 ・終日禁煙化の実施前に、必要な公衆喫煙所を確保するための具体的な工程 ・指導件数、苦情件数、吸い殻の状況等を用いた施策効果の定期的な検証と公表	終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。 区が指定する公衆喫煙所は、設備や利用時間等、一定の要件を満たした喫煙所としています。また、既存の民間喫煙所を公衆喫煙所として指定し分煙環境の整備に取り組んでまいります。今後、指針の具体化に際しては、ご提案の趣旨も踏まえて取り組んでまいります。
------------	---	---

分類	項番	意見	区の考え方
		喫煙者に対してルールへの遵守を求めることは当然ですが、そのためには、ルールを守って喫煙できる場所が現実に利用可能であることも必要です。 喫煙しない方が煙や臭いに困らず、喫煙者も指定された場所でルールを守るという状態を実現するため、路上喫煙対策の実効性強化と、公営・民営を問わない区指定公衆喫煙所の整備・拡充を、併せて進めていただくことを希望します。	
第3章	30	おおよそ台東区のルールは区民、事業所、喫煙者、どなたも守っていらっしゃるの、過剰にマナーを押し付けるとか必要はないと思います、 問題はルールを知らない外国人、喫煙を始めたばかりの教育を受けていない低年齢達なので、立派で無駄な喫煙所を沢山設置するよりも、区民の皆さんと同じレベル迄のルールを守る為の教育に大切な予算を掛けた方が、少ない予算で大きな成果が上がると思います。	外国人観光客の方に向けての、区の喫煙ルールや公衆喫煙所のご案内につきまして、多言語に対応した「公衆喫煙所ウェブマップ」を作成し、区ホームページで公開するとともに、「TAITOおでかけナビ」の「トイレ・公衆喫煙所マップ」により周知を図っており、宿泊施設等を通じて配布している観光マナーリーフレット等の2次元コードからもアクセスが可能です。
第3章	31	他区に比べると喫煙エリアが少ないとおもいます。 観光案内板に喫煙エリアを明記する。路面テナントとして喫煙エリアを確保するなど（港区など）たばこ税は区に入りますし喫煙者も好きな時に吸える状態を作った方が良いと思います。	喫煙する人もしない人も共存できる分煙環境の充実を図るため、公衆喫煙所の整備は重要であると認識をしています。整備にあたっては、用地の確保等の課題がありますが、区による整備に加え、民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援を行い、分煙環境の整備を図ってまいります。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	32	喫煙者にもルールを守る責任がありますが、その際に前提となる喫煙場所の確保が不十分な為、賛同しかねます。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。
	33	終日禁止という変更をするのであれば、まず先に喫煙所を整備することが必要だと思います。喫煙所が不足している状態で単にルールを厳しくしても隠れて吸う人が増えます。外国人旅行者も大変多い地域なので、外国人は基本的に外で吸っていいと思っています。まずは吸える場所をしっかりと整備していただきたいです。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。 外国人観光客の方に向けての、区の喫煙ルールや公衆喫煙所のご案内につきまして、多言語に対応した「公衆喫煙所ウェブマップ」を作成し、区ホームページで公開するとともに、「TAITOおでかけナビ」の「トイレ・公衆喫煙所マップ」により周知を図っており、宿泊施設等を通じて配布している観光マナーリーフレット等の2次元コードからもアクセスが可能です。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	34	喫煙場所を多く設置してください。	喫煙する人もしない人も共存できる分煙環境の充実を図るため、公衆喫煙所の整備は重要であると認識をしています。整備にあたっては、用地の確保等の課題がありますが、区による整備に加え、民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援を行い、分煙環境の整備を図ってまいります。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	35	私は区外在住ですが、上野浅草は私の好きな街で、何かと訪れることも多く、会合の例会も度々、同区で持っています。また、喫煙者でもあります、「ルールは守る」を心がけており、その史跡・観光施設・繁華街に対して、本当に喫煙場所が少ないと思っています。「喫煙する人としいない人の共存を図る」は、そのとおりだと思いますので。喫煙規制に片寄らない、バランスの取れた施策を要望します。 さて今回、「3 喫煙ルールの見直し」において、「令和3年（より）、午前7時から午前9時までを喫煙禁止時間と定め……しました。しかしながら、依然として、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降（予定）より、喫煙禁止時間を拡大し、終日禁煙とすることで、たばこの吸い殻のポイ捨てを抑制し、まちの美化の促進を図ります。」とされています。すなわち、短時間の禁止をしても、ポイ捨て等が増えたので、その抑制のために禁止の時間を最大限延長すると言っているのですから、「改善のためには規制強化ありき」の結論であると思われる。 しかしながら「終日禁煙」の議論の前に、マナーを徹底させ、ポイ捨てを減少させるためにも、喫煙場所を一層設置して、それによる状況変化を見ていく必要があると思います。具体的には、「第4章 喫煙環境整備の今後の方向性」に書かれている「区による公衆喫煙所の整備や、民間事業者等が設置する喫煙所の確保に努め、分煙対策を進める」を計画的に実行して、その状況を踏まえた上で、「終日禁煙の必要性の検討」が順序だと考えます。是非「喫煙する人としいない人の共存」に沿った検討をお願いします。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。今後、指針の具体化に際しては、ご提案の趣旨も踏まえて取り組んでまいります。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	36	終日禁煙には大賛成です。台東区は昭和かなと思うほど歩きたばこや禁止されているはずの公園などでの喫煙をよく見かけます。ただ、都の条例での罰金は効果がなかったように条例を制定してもしっかりと取り締まらなければ何も変わらないと思います。	終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。
第3章	37	「令和10年度以降に区内全域を終日禁煙とする」という前提ではなく、公衆喫煙所の整備状況、利用実態、これまでの対策の効果検証および区民・事業者の意見を踏まえ、必要な見直しについて十分に検討するといった表現に修正していただきたいです。各エリアの特性を無視した区内全域の終日禁煙化ありきの規制強化には反対します。エリアごとの検証を踏まえた計画的な検討を求めます。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。 マナーを守らない喫煙行為やポイ捨て行為は特定のエリアで限定的に行われているものではなく、また、区内で地域ごとに喫煙ルールが異なる場合、混乱を招くことも懸念されることから、区内全域において統一的なルールを設定してまいります。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	38	現在、公衆喫煙所は整備されているものの、区内全域の終日禁煙化を実施するには受け皿が十分とは言えません。私自身は喫煙マナーに十二分に気を付けていますが、一定数はルールやマナーを守らない人はいるので、この「受け皿」が不十分なままでは逆効果になるリスクもあります。まずは喫煙者や来街者が多い上野・浅草地域などで取り組みを進め、その効果を検証した上で、区内全域への展開を検討すべきと考えます。また、公衆喫煙所の整備計画や数値目標を明確に示し、整備状況や利用実態を十分に検証した上で、規制のあり方を慎重に検討していただきたいです。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。今後、指針の具体化に際しては、ご提案の趣旨も踏まえて取り組んでまいります。
第3章	39	私の住んでいる足立区では、公共の駅前広場に多くの公衆喫煙場所があります。今回の台東区内全域の公共の場所における終日禁煙化を前提とした規制強化には賛同できません。 まずは公衆喫煙所の整備と対策を実施し、その効果や課題を検証した上で、今後の規制のあり方を慎重に検討すべきでないか。対応方よろしく願いいたします。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。今後、指針の具体化に際しては、ご提案の趣旨も踏まえて取り組んでまいります。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	40	所用でしばしば台東区を訪れる立場として、区内全域の終日禁煙化には反対します。現在の指針では公衆喫煙所の整備を推進するとされていますが、いつまでに何か所整備するのかといった具体的な目標が示されていません。まずは十分な数の喫煙所を設置し、その成果を検証した上で規制の必要性を判断すべきであり、終日禁煙化ありきの方針は見直していただきたいです。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。今後、指針の具体化に際しては、ご提案の趣旨も踏まえて取り組んでまいります。
第3章	41	7～9時までの喫煙禁止時間を撤廃してほしい。 高齢のタバコ屋店主が、重い灰皿を出したり仕舞ったりしていて、見ていて申し訳ないうえに、ほとんど実効的な効果が無い。	区では現在、たばこのポイ捨て等を抑制するため、通勤・通学時間帯であり人通りが多い、朝の7時から9時を喫煙禁止時間としています。 区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。

第3章	42 喫煙が身体に大変有害であることは喫煙者本人も十二分に理解し、禁煙を望んでいるが、どうしても辞められないのがタバコの怖いところだと思います。 近所で改修中の千束公園にも立派な「公衆喫煙所」が大切な区民税で出来つつあります。 やめられない喫煙者の路上喫煙を防ぐために「公衆喫煙所」を提供するのは残念ですが、煙に巻かれましょう。目を瞑ります。 ですが、例えば、台東区役所東側にある「公衆喫煙所」から溢れ出るタバコの煙は、めぐりんバスを待っている時に、風向きによっては臭くて耐えられないことがあります。また、イベント会場にテント製の臨時喫煙所が設置されますが、煙が溢れ出て、せっかくのイベントが白けてしまいます。 そこで、喫煙者の健康は完全に無視をし、受動喫煙で身体健康を害されないように、「公衆喫煙所」の排煙の排出を防ぐべきと考えます。アイデアはありませんが、工場などは煙を高温で熱してから排出していると聞いたことがあります。 また、「公衆喫煙所」は中の喫煙者が見えないことが利用率は上がるのでしょうか？四方をガラス張りはだめでしょうか？、防犯上からも見通しを良くして「誰かがいる」事が判るように出来ませんか？。公園内に設置するなら子供や女性を犯罪からも守る工夫が必要だと思います。 （決して利用者を不審者としておりません、「公衆喫煙所」を隠れ蓑とする不審者です） 「公衆喫煙所」内に喫煙被害の告知展示と禁煙外来のPR。 コンビニ・タバコ店・パチンコ店・飲食店・民泊・旅館・ホテル等の店頭前灰皿設置の全面禁止。喫煙所は店舗内に設置し、排煙は100%無臭のクリーンにしてから	公衆喫煙所からの排煙防止についてですが、区で整備している公衆喫煙所については密閉型を原則とし、高性能な脱臭機によりたばこの煙を可能な限り除去したうえで屋外へ排出しております。設置場所により密閉型の設置が難しい場所については、パーテーション型としていますが、パーテーションを高くするなど、可能な限り周囲に煙の影響がないように設置しております。 また、喫煙所内の見通しを良くする点についてですが、子供や通行人への配慮のため、喫煙所内に人がいることが認識できる範囲で、一部を見えにくくするよう施工しております。 店頭前の灰皿につきましては、法令等の規制対象外であり撤去等の指導を行うことができませんが、健康増進法に基づき周囲に臨まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう、灰皿設置者に配慮するよう要請しています。 店舗等における屋内の喫煙所につきましては、屋外排気が原則となっておりますが、排煙につきましては法令上基準は設けられておりません。 喫煙による健康への影響については、区公式ホームページに掲載して周知をしているほか、毎年5月31日の世界禁煙デーに合わせて禁煙週間キャンペーンを実施し、保健所や庁舎においてパネル展示等を行っています。また、区内小中学生を対象とした喫煙防止教育の実施や各種イベント時に周知啓発を行っており、今後も引き続き取り組んでまいります。
------------	---	---

分類	項番	意見	区の考え方
		の排気基準設定。 企業・学校（外国人向けの日本語学校も）・区民への喫煙による本人自身の健康被害と受動喫煙の被害防止の啓蒙。 外国のお客様への受動喫煙被害防止のPR。 禁煙外来PRと防犯カメラ画像からAI活用で、歩行喫煙者や公園周辺での喫煙者へ警告放送。 イベント・お祭りや縁日で主催者（神社仏閣）からの禁煙啓蒙。特に子供が参加する祭りや行事での受動喫煙は皆無にするよう、区から強い要請。野球・サッカー教室などスポーツ指導者の子供の前での禁煙の徹底。 以上、日頃感じていることを記入しました。	
第3章	43	区内 24 時間 365 日、全面路上喫煙禁止にしたいです。 他区に比べてルールやマナーを守れない路上喫煙者の方が多く散見されます。 乳幼児も遊ぶ公園内でも、堂々と遊具や子どもたちの遊ぶ近くで喫煙していたり、またその数も 20 人以上いる時もあります。 喫煙は百害あって一利なしです。 隣の千代田区も路上喫煙を厳しく取り締まるようにされているので、それにならってぜひ台東区でもきっちり整備をし、みんな（特に子ども）が住みやすい街づくりをして欲しいです。	区ではこれまでも、喫煙マナーの啓発や公衆喫煙所の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和10年度以降より、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を、終日禁止とする予定です。終日禁止に向けて、更なる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	44	公共の場での喫煙禁止を終日にする方針に賛成します。 一方で、台東区では現在も歩行中の喫煙が禁止されているにもかかわらず、歩きたばこや、自転車・バイクに乗りながらの喫煙を見かける機会が多く、近隣の区と比べても目立つと感じています。 そのため、禁止を定めるだけでなく、実効性を高めるための過料制度の導入についても検討していただきたいです。違反行為への抑止力が高まることで、歩行者や子ども、高齢者がより安心して通行できる環境づくりにつながると考えます。 また、過料による収入を喫煙所の整備や維持管理に充てることができれば、ルールを守って喫煙する方にとっても利用環境が改善され、喫煙者・非喫煙者双方にとって望ましい施策になるのではないのでしょうか。 実効性のある条例となるよう、過料制度の導入についてぜひご検討をお願いいたします。	罰金の導入につきまして、行政罰における秩序罰である過料を科す方法がありますが、規制の対象外である私有地内での喫煙行為やポイ捨ての増加が懸念されるほか、過料を設定している自治体においても様々な課題があります。本区では、過料などで取り締まるのではなく、喫煙者のマナーの問題として捉え、喫煙ルールやマナーを周知啓発するとともに、公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。
第3章	45	タバコの値段は上がる 加熱式タバコの需要は増える 喫煙所は少ない 喫煙マナーは悪くなる 公的場所など喫煙所を増やしていただきたい。 喫煙所が増える 喫煙マナー違反は減る タバコの需要は増える これ以上街中の喫煙所を減らさないでください。	喫煙する人もしない人も共存できる分煙環境の充実を図るため、公衆喫煙所の整備は重要であると認識をしています。整備にあたっては、用地の確保等の課題がありますが、区による整備に加え、民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援を行い、分煙環境の整備を図ってまいります。

分類	項番	意見	区の考え方
第3章	46	以前も区に対してタバコのルール規制などの意見を出し、直後は巡回などしていただいていたが、改善はみられませんでした。また、ポイ捨て禁止などのポスターの前でタバコを平気でポイ捨てしている人が多いです。(特に隅田川テラスの入り口階段付近) ルール周知を行ったところで無視して吸っていたり、歩きタバコやポイ捨ては減らないと思います。 そのため、ルールを守らない方には罰金を導入してほしいです。見回りを強化し、渋谷のポイ捨てに対する罰金のように、巡回している方がルール違反を現認した場合、罰金をとるべきだとも思います。 また、特に平日は会社員の方がルールを守らずタバコを吸ったりポイ捨てしたりしているところを見かけるので、区内の企業にもルール周知や注意監督の依頼、企業に対する罰金やルールを守らない社員を注意しない企業の名前の公表をしていただくべきだと思います。	罰金の導入につきまして、行政罰における秩序罰である過料を科す方法がありますが、規制の対象外である私有地内での喫煙行為やポイ捨ての増加が懸念されるほか、過料を設定している自治体においても様々な課題があります。本区では、過料などで取り締まるのではなく、喫煙者のマナーの問題として捉え、喫煙ルールやマナーを周知啓発するとともに、公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。 区に寄せられる路上喫煙に関するご意見の中には、特定の事業所の従業員による喫煙に関するものがあります。こうした場合、現地を確認したうえで、当該事業者に対し適切な喫煙マナーの遵守を依頼するなど、働きかけを行っています。

第3章	47 観光地が複数あり、駅も複数あるにも関わらず駅周辺の喫煙スポットが少ないと感じています。 そして、観光地が多いと分かっていながら外国人にも分かるような案内が少ないと思います。 景観を意識してのことなのかと思いますが、上野の駅前の喫煙所が2階に上がらないと利用できないのはいかがなものでしょうか？ 錦糸町、池袋など駅前に大きく用意されている方が、喫煙者、非喫煙者にも親切だと思います。 繁華街もあるので、夜間の喫煙マナーについても周知しない限りはпой捨てはならないのではないのでしょうか。 また、近接している千代田区は罰金があるため道路を越えて台東区で喫煙している分にはお咎めなしなど、台東区にとっては何もありがたくない状況かと思っています。 台東区だけの問題でなく、東京都の問題として扱う必要も感じています。 罰金制度も海外からの観光客やホームレス、暴力団の方がいると分かっている地域性を考えると、あまり現実的ではないように思います。 現在の区が整備している喫煙所も、外に煙の出ないよう配慮されたものだと思いますが、入室できない時間帯には結局外で喫煙していることを思うと同様の喫煙所を増やしたところで意味はないのではないのでしょうか。 駅周辺、ある程度の大きさの商業施設、文化施設、企業、ホテルなどには民間で喫煙所を作るようにするべきなのではないのでしょうか。 区民として、税金で喫煙所を作ることを良く思わない人もいると思います。 しかし、実際に喫煙している方の言い分として多くの税金を払っているのだから、路上で喫煙していることを咎められる筋合	喫煙する人もしない人も共存できる分煙環境の充実を図るため、公衆喫煙所の整備は重要であると認識をしています。整備にあたっては、用地の確保等の課題がありますが、区による整備に加え、民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援を行い、分煙環境の整備を図ってまいります。 外国人観光客の方に向けての公衆喫煙所のご案内につきまして、多言語に対応した「公衆喫煙所ウェブマップ」を作成し、区ホームページで公開するとともに、「TAITOおでかけナビ」の「トイレ・公衆喫煙所マップ」により周知を図っており、宿泊施設等を通じて配布している観光マナーリーフレット等の2次元コードからもアクセスが可能です。 上野駅前の喫煙所につきまして、用地の確保が困難であることや周囲への影響等を考慮し、上野駅前ペDESTリアンデッキ上での運営をしております。 夜間の喫煙マナーにつきまして、喫煙マナーの向上のため、夜間における啓発活動を検討してまいります。 大規模施設等への喫煙所設置につきまして、各施設における物理的な条件や、所有者等の判断によるところであり、条例による義務化は現在検討していませんが、引き続き、民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援を行い、整備の促進を図ってまいります。
--	---	--

分類	項番	意見	区の考え方
		いはない！と仰る気持ちも分からなくはないので、それらの税金で喫煙所を設置、運営しているよと言うことであれば非喫煙者も少しは溜飲も下がるのではないかと思います。 区内では民泊でのトラブルも多々あると聞いています。 それらのトラブルの中に喫煙の問題もあるのでは？と想像します。 喫煙者、非喫煙者の問題。 外国人の喫煙に対する習慣。 一筋縄ではいかないことがたくさんあるのだと思います。 しかし、なくなる路上喫煙や、歩きタバコ、自転車やバイクの運転中のタバコの原因として加熱式タバコなら問題はないという喫煙者の認識は、区の問題というよりは販売者が「加熱式タバコも紙巻きタバコ同様に配慮する必要がある」と認識させる必要があるのでは？と考えています。 加熱式タバコに似た蒸気式タバコも、吸わない人間にとって、近くで吸ってほしくないものだと言うことも販売する側に説明してほしいです。 いきなり全部ゼロにできる問題ではないことは承知しておりますが、少しでも住民として過ごしやすく、外から来た人たちにも気持ちよく過ごせる街になれば嬉しいです。 よろしくお願いいたします。	

その他	48 「厚生労働省は、加熱式たばこの受動喫煙対策について、規制強化を見送ることを決めた。」、昨年8月の道頓堀ビル火災（お二人の消防士が殉職）で「歩きタバコ、や、火のついたタバコの投げ捨てで重過失失火容疑で男を書類送検」との新聞記事を読みました。厚生労働省は健康より税金収入に加担していますし、火のついたタバコを捨てるという行為が危険であるとの自覚も無く、他人が煙を嫌っているのも理解できないのでしょうか。朝、家の前を掃除をしますが、タバコの吸い殻は最低10本あります。冬に落ち葉とタバコがくすぶっていたこともありました。清々しい朝、啜えタバコの自転車やオートバイも未だ走行しています。台東区の規制を厳しくしても、喫煙家はどんな抜け穴を見つけるやら。今後マナー指導員がどこまで指導ができるのか、そして指導員のメンタルヘルスを維持できるかが心配です。「公衆喫煙所」を新設していくようですが、排煙をそのまま外部に排出しても受動喫煙の防止には絶対になりません。1本の「タバコの煙」でも臭いの、数人いや10名以上が「公衆喫煙所」で「タバコの煙」を出したら近隣住居は勿論健康を維持したい人には大迷惑ですし、三次喫煙（サードハンドスモーク）で30～45分間は肺や衣服から有害物質が出るそうですので、喫煙者は別室で待機が必要だと思います。結論は、禁煙できないのは病気なのですから、1つ、禁煙外来の案内を大々的にしてあげる。又喫煙者のタバコによる疾患は10割負担にするべき。2つ、「公衆喫煙所」の排煙は無臭・無害化して排出。三次喫煙防止で別室が必要。3つ、タバコの投げ捨ては区条例を改正して科料に。4つ、歩行者と自転車を含め車両からのタバコの投げ捨ては道路交通法違反で扱う。訪日客への案内パンフレットには禁煙都市をアピール。5つ、マナー指導員の待遇を優遇。以上	禁煙したい方をサポートする禁煙外来を実施している区内の医療機関を一覧で掲載した「台東区禁煙外来マップ」を発行しています。「台東区禁煙外来マップ」は、区ホームページに掲載しているほか、保健所窓口での配布、各種イベントにおいて配布を行い周知をしております。 公衆喫煙所からの排煙防止についてですが、区で整備している公衆喫煙所については密閉型を原則とし、高性能な脱臭機によりたばこの煙を可能な限り除去したうえで屋外へ排出しております。設置場所により密閉型の設置が難しい場所については、パーティション型としていますが、パーティションを高くするなど、可能な限り周囲に煙の影響がないように設置しております。 行政罰における秩序罰である過料を科す方法がありますが、規制の対象外である私有地内での喫煙行為やポイ捨ての増加が懸念されるほか、過料を設定している自治体においても様々な課題があります。本区では、過料などで取り締まるのではなく、喫煙者のマナーの問題として捉え、喫煙ルールやマナーを周知啓発するとともに、公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できるよう、分煙を基本に据えた喫煙環境の整備を進めてまいります。
------------	--	---

分類	項番	意見	区の考え方
その他	49	喫煙所での会話、電話、飲食に関して改めて注意喚起をしてほしい。インバウンド需要についても色々な言語で喚起するべきと思います。よろしくお願いします。	公衆喫煙所の利用ルールについては、掲示等により周知を図ってまいります。 外国人観光客の方に向けての、区の喫煙ルールや公衆喫煙所のご案内につきまして、多言語に対応した「公衆喫煙所ウェブマップ」を作成し、区ホームページで公開するとともに、「TAITOおでかけナビ」の「トイレ・公衆喫煙所マップ」により周知を図っており、宿泊施設等を通じて配布している観光マナーリーフレット等の2次元コードからもアクセスが可能です。
その他	50	主に台東リバーサイドスポーツセンター前の喫煙所使ってますが、最近整備されてやっと草木に刺されず、夜中も見やすくなってありがたいです。ただ同じ規模の施設が浅草寺のトイレ前にありますが、その場合は夜中照明もなく、観光客が多いせいで混乱しがちです。利用人数の多さや場所の特性を構えてその施設も補強いただければ幸いです	公衆喫煙所は設置場所に応じて必要な機能を整備しているところですが、いただいたご意見につきまして、今後の参考にさせていただきます。
その他	51	金竜公園には喫煙所が設置されていますが、そのせいで路上駐車が増えてしまっている状況があるかと思います。特に金竜公園前の道路は一方通行にも限らず、公園がある右側の路上駐車が常習化しています。子供が道路横断する時、自転車が通行する時など、非常に危険な状態です。小学生の息子を持つ身としては、命に関わることなので本当に心配です。一刻も早い対策を望みます。また大正公園は、隣が小学校にも限らず公園内で喫煙している人もいるため環境として非常に良くない状況です。ぜひこれらのエリアについて、早急な対策をよろしくお願いします。	金竜公園付近における路上駐車につきましては、交通の取り締まりや指導を実施する警察署と情報共有を図ってまいります。 大正公園における喫煙行為につきましては、喫煙等マナー指導員による巡回の際に、周辺への受動喫煙の配慮について啓発を行ってまいります。

その他	52 7月8日の各社報道機関の記事で「厚生労働省は、加熱式たばこは、紙巻きたばこと同水準の規制への強化を見送る方針を、固めた。」を読み、大変がっかりいたしました。 又、上野不忍池へ12日早朝、ハスの花の写真を撮りに行き、ガラス張りの豪華な『公衆喫煙所』を見て来ましたというより目に飛び込んできました。利用者は居ませんでしたが、1人の喫煙でも臭いの、もしこの『公衆喫煙所』で10人が利用したら、その吐き出す煙は屋根の無い『公衆喫煙所』上部からモクモクモクモクと風下へ流れることを想像すると、ラジオ体操・散歩・ランニング・愛犬家・通学・通勤・お花見などの人々の受動喫煙をどうやって防ぐことができるのでしょうか？。池のカモやシラサギ達も寄り付かなくなれば良いのですが。 次に、マンションの受動喫煙苦情が多くなると危惧します。ベランダでの喫煙、ダイニング換気扇下での喫煙による排煙がどこに流れていくかです。 それと飲食・パチンコ店などは店内では喫煙が出来ないので、店頭の敷地内で喫煙を促しています。近所のパチンコ店前を通過する時は命懸けで息を止めています。 三次喫煙も対策が必要です。喫煙直後の喫煙者の呼気・頭髮・衣類に有害物質あり、45分間はエレベーターの使用禁止とありました。エレベーター以外にも公共交通機関の乗車・部屋入室・区役所や店舗の受付・会話なども注意が必要でしょう。 『公衆喫煙所』利用者は喫煙後の45分間をどこで待機するのでしょうかね。以前、新幹線に喫煙室があった時、喫煙後の乗客が通路を歩いて席に戻って行く時は、たばこ臭くて閉口しましたね。 タバコの有害性を教育機関・公共機関で大々的にPRすべきです。『公衆喫煙所』内にはタバコの有害性をポスターだけでな	上野公園不忍池近くの公衆喫煙所につきましては、パーテーション上部に煙がえしを設置するなど、周辺への受動喫煙に対する配慮がされたものですが、いただいたご意見につきましては、管理者である東京都東部公園緑地事務所へ情報提供いたします。 喫煙による健康への影響については、区公式ホームページに掲載して周知をしているほか、毎年5月31日の世界禁煙デーに合わせて禁煙週間キャンペーンを実施し、保健所や区役所においてパネル展示等を行っています。また、区内小中学生を対象とした喫煙防止教育の実施や各種イベント時に周知啓発を行っており、今後も引き続き取り組んでまいります。
------------	---	---

分類	項番	意見	区の考え方
		く、スピーカーの音声で禁煙を PR しましょう。そして禁煙外来を促進しましょう。 愛煙家の区議会議員や喫煙区職員から禁煙に励みましょう。そしてタバコ税収入の期待はやめましょう。 今後車の中での喫煙が多くなるでしょう、タバコの投げ捨てが多くなれば、公安委員会に取り締まりを要請しましょう。 『公衆喫煙所』や店頭喫煙所、家庭やマンションからの排煙を無臭と無害にしてください。 禁煙への誘導 PR を大々的に行ってください。 以上	
その他	53	池之端の喫煙所は夜間の喫煙マナーが悪く、広がって吸っている。その際に通行人に煙がかかり受動喫煙リスクを与えている。 昼間も多くのタクシー等の車が駐車して交通を妨げており、その対応のために頻繁にパトカーが来るなど騒音の問題もある。 台東区の施設だが移設の際に文京区側に寄せており、上記の負担を文京区に負わせている。 多くの課題があると認識しており見回りの強化等の場当たりの対策ではなく、早急な抜本的な対応を求めたい。	池之端二丁目公衆トイレ横公衆喫煙所につきましては、夜間における喫煙マナーについて、掲示等により改めて啓発を行ってまいります。 路上駐車につきましては、交通の取り締まりや指導を実施する警察署と情報共有を図ってまいります。

分類	項番	意見	区の考え方
その他	54	路上喫煙および吸い殻のポイ捨てに関する改善を推進していただき、ありがとうございます。 3年前に他の区から引っ越してきましたが、近所の路上喫煙・吸い殻ポイ捨ての酷さには驚愕し、とてもショックを受けています。 駅から1本路地に入っている住所であるせいか、本当に酷い状態です。 マンションの敷地に入って吸っている方、歩きながら吸ってる方、駐車場で吸っている方、そしてそれらの方々が吸い殻をポイ捨てしたり、たんを吐いたりするのを毎朝見ます。 私は犬を飼っており、タバコの吸い殻の誤飲が怖くてお散歩も気を使いますし、小さいお子さんがいる方は歩きタバコも危険で気を使うでしょう。 1. 提案書の通り、公園などに喫煙所を設けるのは改善の一つとなると思いますが、駅近くの路地で吸う人が多い状況を何とかしていただきたく、駅の出口にも簡易的でもいいので喫煙所を作っていただけませんか。 2. 路上喫煙しているのは住民より区内勤務の方が多くと思いますので、区内の会社に「路上喫煙・ポイ捨て禁止・社内の喫煙書設置」を啓発していただきたい 3 喫煙マナー指導員の配置ありがとうございます。ただ駐車場などは私有地なので注意できないとのことでした。よって2と同じく、駐車場のオーナーにも「路上喫煙・ポイ捨て禁止の看板を立てる」など啓発していただきたい どうぞよろしくお願いいたします。	喫煙する人もしない人も共存できる分煙環境の充実を図るため、公衆喫煙所の整備は重要であると認識をしています。整備にあたっては、用地の確保等の課題がありますが、区による整備に加え、民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援を行い、分煙環境の整備を図ってまいります。 区に寄せられる路上喫煙に関するご意見の中には、特定の事業所の従業員による喫煙に関するものがあります。こうした場合、現地を確認したうえで、当該事業者に対し適切な喫煙マナーの遵守を依頼するなど、働きかけを行っています。 喫煙行為やポイ捨てが行われている民間駐車場等の管理者等に対しては、状況に応じて啓発物の掲示などを働きかけてまいります。

分類	項番	意見	区の考え方
その他	55	2027 年 4 月から高度人材の大量受け入れが始まりますが台東区ではどのくらいの人数の受け入れ数でしょうか。 また、それに伴う日本語・日本文化の理解度調査や必須科目の設定、防犯やマナー向上など、区民が安心できるような施策は何かあるのか知りたいです。	2027 年 4 月から、育成就労制度が始まりますが、区市町村における受け入れ人数などは示されていません。令和 7 年度に、台東区多文化共生に関する意識調査を行い、日本語や多文化共生の理解度などについて調査しました。今後、これに基づき次期多文化共生推進プランを策定し、様々な施策を展開する予定です。 区の喫煙ルールや公衆喫煙所のご案内につきまして、外国人の方に向けては多言語で記載した啓発物の配布や、公衆喫煙所ウェブマップを区ホームページで公開し、周知を図っています。また、喫煙等マナー指導員による巡回指導の際は、多言語で記載した案内チラシを活用し、理解の促進を図っています。